



2024年2月21日

各位

会社名 株式会社ミクリード
代表者名 代表取締役社長 片山礼子
(コード番号: 7687 東証グロース)
問合せ先 管理部長 谷口学
(TEL 03-6262-5176)

株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年2月21日開催の取締役会において、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更について下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式分割の目的

株式を分割することにより、投資単位当たりの金額を引き下げ、当社株式の流動性を向上させ、投資家層の拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2024年3月31日(日曜日)(実質的には2024年3月29日(金曜日)付)を基準日とし、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有普通株式1株につき、3株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

①株式分割前の発行済株式総数	2,198,000株
②今回の分割により増加する株式数	4,396,000株
③株式分割後の発行済株式総数	6,594,000株
④株式分割後の発行可能株式総数	24,000,000株

(注) 上記の発行済株式総数及び増加する株式数は、2024年1月31日現在の発行済株式総数に基づき記載しているものであり、株式分割の基準日までの間に新株予約権の行使により増加する可能性があります。

(3) 日程

①基準日公告日	2024年3月15日(金曜日)
②基準日	2024年3月31日(日曜日)
③効力発生日	2024年4月1日(月曜日)

(4) 新株予約権行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、2024年4月1日(月)の効力発生日以降、新株予約権の目的となる1株当たりの行使価額を以下のとおり調整いたします。

	調整前行使価額	調整後行使価額
第2回新株予約権	255円	85円
第3回新株予約権	366円	122円

3. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2024年4月1日(月曜日)をもって現行定款第6条(発行可能株式総数)に定める発行可能株式総数を変更いたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第6条 当社の発行可能株式総数は、 8,000,000株とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>24,000,000株</u> とする。

(3) 定款変更の日程

取締役会決議日 2024年2月21日(水曜日)

効力発生日 2024年4月1日(月曜日)

4. その他

(1) 資本金の額について

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

(2) 配当について

今回の株式分割は、2024年4月1日を効力発生日としていますので、2024年3月31日を基準日とする2024年3月期の期末配当金につきましては、株式分割前の株式数を基準に実施いたします。

以上